

逐条解説

四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例

はじめに

この逐条解説は、「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」を適正に運用するための指針となるよう定めるものです。

この条例は、「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の理念にのっとり、障がいの有無にかかわらず共に協力し、全ての市民が人格と個性を尊重し合えるまちづくりを目指すことを目的として、四国中央市議会の委員会提出議案として条例提案が検討され、四国中央市自立支援協議会をはじめとする関係機関の協力の得て令和3年9月に成立しました。

前文

障がいは、その人のからだやところにある機能の障がいと社会につくられているバリアの両方でつくり出されているものであるといわれている。この考え方を障がいの社会モデルといい、社会につくられているバリアを取り除くことがわたしたちの責任である。

全ての人がこの理解し、これを取り入れ、社会につくられているバリアを取り除く行動をとることは、心のバリアフリーを広げる。心のバリアフリーを広げることは、障がいの有無にかかわらず、全ての人がお互いの人権及び尊厳を大切にし、共に支え合い、誰もが分け隔てなく生き生きとした人生を送ることができる共生社会の実現への第一歩となる。

そのためには、まず全ての市民が、障がいに対する理解を深め、適切な配慮について学び、それらを実践することにより、障がいを理由とする差別の解消に取り組み、誰もが平等に暮らせる方法を保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら共に考え、社会の制度とそのあり方を見直していかなければならない。

わたしたちは、障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重しあいながら、支え合い、学び、生き、共に安心して暮らせる愛ある社会を目指すため、この条例を制定する。

【解説】

本前文は、条例制定の理念や目的を述べたものです。

これまで「障がい」は、個人の問題として捉えられ、病気、外傷その他健康上から直接的に生じるものであって、個別的な治療の対象と考えられ（このような考え方を「医学モデル」と呼びます。）、地域社会に参加することが困難な状況が続いてきました。

しかし、「障がい」は、個人の問題でなく、その多くが社会との関係性によってつくり出された問題であり（このような考え方を「社会モデル」と呼びます。）、その人がもつ能力の発揮が、社会がつくり出した常識、観念、環境などによって妨げられている状態を障がいとして捉えるべきです。そして、障がいは、社会がつくり出した問題である以上、その社会及び社会を構成する一人ひとりが解決に向けて取り組むことが重要です。

そもそも、心身機能の制約は、病気・事故・加齢などによって誰にでも起こりうるもので、それによって社会参加が困難となる社会は誰にとっても生活しにくい社会といえます。

だからこそ、障がいのある人もない人も同様に自分らしく生活を送れるよう、お互いに理解を深め、地域の多様な関係者が協働して、一人ひとりを大切にしたい社会の実現を目指して条例は制定されています。

[心のバリアフリー]

さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

逐条解説文中にて略称として記載する法令等は、以下のとおりです。

権 利 条 約…障害者の権利に関する条約

障害者差別解消法…障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

バリアフリー法…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

また、四国中央市においては、マイナスイメージを与える「害」の表記はノーマライゼーションの理念を推進するうえからも不適切と考え、平成 28 年 4 月施行の「障害者差別解消法」を契機に、「障害」を「障がい」と表記することとしています。

なお、表記の取扱いについては、国等の法律の名称や用語を用いる場合と医学用語などの専門用語として使用する場合は、漢字表記としています。

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民及び事業者の責務を定め、これらの者が相互に連携し、又は協力して障がいに対する理解を促進させ、その支援に取り組むために必要な事項を定めることにより、共に安心して暮らせる愛ある社会の実現に資することを目的とする。

【解 説】

本条は、前文に掲げた趣旨に沿って「障がいのある人もない人も互いに権利を尊重し合いながら共に安心して暮らせる社会の実現」を目的とすることを規定したものです。

また、その理念とする社会づくりのために、市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、障がいについての理解の促進及びその支援に必要な事項を規定するものです。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

【解 説】

本条は、この条例における用語の意味を明らかにしている条文です。

(1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病その他の心身の機能の障がいをいう。

【解 説】

本号は、障がいの定義を明らかにしたものです。

障がいは、個人の心身機能の障がいと、社会及び環境といった社会的障壁の相互作用によって生じるものであり、そのことによって日常生活又は社会生活に制約がある状態であると考えられています。これは、「障がいの社会モデル」という考え方に基づいています。

この条例では、障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者」に準ずる規定に「難病」（国が指定する難病その他の治療が困難な疾患）を含めるものです。

また、障がいは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の有無にかかわらず、上記の障がいの定義にあてはまる状態を対象とします。

(2) 障がい児者 障がい及び次号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

【解 説】

前号に定義する障がいのある人で、障がいの社会モデルにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者と定義しています。

なお、この条例においては、「障がい児者」と表記しています。

(3) 社会的障壁 障がい児者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【解 説】

本号は、社会的障壁の定義を明らかにしたものです。

「社会的障壁」とは、社会が障がいのない人を中心として構築された結果、障がいのある人が社会生活を営む上で、妨げとなっていること（物や建造物などのハード面のみならず、障がいのない人を前提として形作られているルールや常識、慣行などのあらゆるもの）を意味しています。

(4) 合理的配慮 障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障がい児者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

【解 説】

本号は、合理的配慮の定義を明らかにしたものです。

「合理的配慮」とは、障がいのある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人の意向を尊重しながら、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものといえます。

また、合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の意思を尊重して、ニーズに応じた的確な配慮の提供が求められることから、「障がい児者の求めに応じて」と表記しています。なお、本人の明確な意思表示が困難な場合においても、現に社会的障壁の除去を必要と

認識できる場合には合理的配慮が提供されるべきであり、その提供については、家族や支援者が代弁して伝えることで調整を図ることが重要です。

なお、負担が過重になるものの範囲とは、具体的場面や状況に応じて、事務や事業の影響度、実現可能性の程度、費用負担の程度、財政・財務状況等を考慮して、総合的かつ客観的に判断することが必要です。

(5) 差別 障がい者を理由として、障がい児者でない者と比べて不当に取り扱い、若しくは取り扱おうとすること、合理的配慮をしないこと、又は障がい児者の権利を侵害することをいう。

【解説】

本号は、差別の定義を明らかにしたものです。

権利条約の第2条において、障がいのある人に合理的配慮をしないことは差別に当たるとしており、障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別としています。

また、「不当に取り扱い」とは、障がいを理由として条件を付けるなど、障がいのない人と取扱いを区別することにより、障がい児者の権利利益を侵害することです。なお、障がいを理由としたものであっても、それが正当な目的の下に行われたものであると総合的かつ客観的に判断される場合には「不当に取り扱い」には該当しません。

なお、障がいを理由として障がいのない人の取扱いと比べて「不当に取り扱おうとすること」も差別であるとしています。

(6) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

【解説】

本号は、事業者の定義を明らかにしたものです。

市内において事業活動を行う全ての者(市を除く。)をいい、商業その他の事業を行う者(地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。)であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者です。したがって、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人なども対象となります。

(基本的な考え方)

第3条 共に安心して暮らせる愛ある社会づくりの基本的な考え方(以下「基本的な考え方」という。)は、次のとおりとする。

【解説】

本条は、障がいの有無にかかわらず全ての市民が暮らしやすい社会を目指す基本的な考え方を規定したものです。

(1) 全ての市民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであること。

【解 説】

本号は、権利条約並びに障害者基本法の理念に基づき、基本的人権を享有する個人として尊重されることについて明記することにより、全ての市民が基本的人権に規定される権利を有し、誰もが人間らしい生活をする上で、生まれながらにして持っている権利が尊重される社会を目指す考え方を示したものです。

(2) 障がい児者が社会を構成する一員として社会参加の機会を確保されるとともに、生涯を通じた教育、文化、スポーツ等で活動の場の充実が図られること。

【解 説】

第2号から第4号までは、障害者基本法第3条の理念を基礎として規定するものです。

同法第3条各号には、「社会参加の確保」、「生活場所の選択機会の確保」、「意思疎通手段の選択機会の確保・拡大」という3つの理念が示されています。

本号においては、その理念のうち、社会参加の確保について規定するとともに、障害者基本法第25条の生涯において行う文化芸術活動やスポーツなどあらゆる学習活動を示すいわゆる生涯学習の場の充実について規定するものです。

〔社会参加の確保〕

障がいのある者全てが、社会の全ての場面（経済、文化その他あらゆる分野）の活動に参加できるようにする。

(3) 地域社会において、災害時等を含め、障がい児者が自分らしく安全かつ安心して生活することができるようにすること。

【解 説】

本号は、障害者基本法第3条の理念のうち、生活場所の選択機会の確保について災害時等を含めて規定するものです。

災害時においても地域で安心して暮らすためには、平常時から、災害による生活環境の変化などに対応でき、必要とするときに適切な支援が受けられる体制づくりが重要です。市が進めている障がいのある人を含む要援護者への支援体制づくりと合わせて、障がいの特性に配慮できる人材の確保、関係機関との連携などの災害時に備えた地域づくりが必要です。

〔生活場所の選択機会の確保〕

障がいのある者全てが、可能な限り、どこで誰と暮らすのか自分で選択できるとともに、その地域で障がいの有無にかかわらず一緒に暮らせるようにする。

(4) 障がい児者が生活する地域及び言語（手話を含む。）その他の意思の疎通のための手段の選択に係る機会の拡大が図られること。

【解 説】

本号は、障害者基本法第3条の理念のうち、意思疎通手段の選択機会の確保・拡大について規定するものです。

〔意思疎通手段の選択機会の確保・拡大〕

障がいのある者全てが、言語（手話を含む。）や必要とするコミュニケーションの方法（点字、音訳、代筆、筆談、指文字、要約筆記、字幕、身振り、手振りなど多様な手段）を選択でき、また、情報の入手方法や利用方法を選択できるようにする。

(5) 障がいのある人もない人も相互にコミュニケーションを図り、交流の機会を拡充し、連携し、協力して、相互理解の促進に取り組むこと。

【解説】

本号は、障がいの有無にかかわらず、暮らしやすい社会づくりを目指すために相互理解を促す規定です。

誰もが共に暮らしやすい社会づくりには、制度、施策の充実のみならず、市民一人ひとりの相互理解と協力が必要不可欠であることから、その機会（対話、経験を積み重ねることによる相互理解）の拡充を規定しています。

（市の責務）

第4条 市は、基本的な考え方にのっとり、障がいの種別、特性、年齢等に応じたニーズや実態を的確に把握し、障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会づくりを推進する施策に取り組むものとする。

【解説】

本条は、市の責務について規定するものです。

前条で規定した共に安心して暮らせる愛ある社会づくりの実現に向けた取組を、市自らが率先して進めることを責務として定めたものです。障害者差別解消法第3条において、国及び地方公共団体の責務（法的義務）が規定されており、また、第5条では、バリアフリー化や研修を実施するなどの環境の整備について規定されています。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本的な考え方にのっとり、市が実施する共に安心して暮らせる愛ある社会づくりを推進する施策に協力するように努めなければならない。

【解説】

本条は、市民の責務について規定するものです。

当市が目指す誰もが共に暮らしやすい社会づくりの施策の実施に当たっては、全ての市民の理解や協力が欠かせないことから、市民に協力を求めるものです。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本的な考え方にのっとり、障がい児者が利用しやすいサービスを提供

するとともに、働きやすい環境を整備し、市が実施する共に安心して暮らせる愛ある社会づくりを推進する施策に協力するように努めなければならない。

【解 説】

本条は、事業者の責務について規定するものです。

前条の市民の責務に加え、事業者においては、より積極的な取組が求められることから、サービスの提供、働きやすい環境の整備を明記し、協力を求めるものです。

(差別の禁止)

第7条 何人も、障がい児者及びその家族に対し、差別をしてはならない。

【解 説】

本条は、障害者差別解消法の理念に基づき、差別並びに不当な差別的取扱い等を禁止するものです。

差別は、障がいのある人だけでなく、その家族へ波及することもあるため、障がい児者及びその家族と明記することにより、障がいを理由とする差別を禁止するものです。

なお、「何人」とは、全ての人のことをいい、障がいのない人のみならず、障がいのある人、事業者なども含まれます。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい児者が現に存するときは、それを怠ることにより前項の規定に違反することとならないよう、その実施について、合理的配慮がなされなければならない。

【解 説】

本項は、権利条約並びに障害者差別解消法の理念に基づき、合理的配慮の不提供を差別として禁止するものです。

また、合理的配慮や差別の定義については、この逐条解説の第2条第4号「合理的配慮」、同条第5号「差別」を参照してください。

(合理的配慮)

第8条 市長は、その事務又は事業の実施に当たり、前条第2項の規定を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。

【解 説】

本条は、市の事務と事業において、第2条第4号に定義する合理的配慮の提供を義務として規定するものです。

2 市長は、前項に規定する事務又は事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものの実施に当たっては、特段の合理的配慮をするものとする。

【解 説】

本項は、市の事務と事業のうち、特に日常生活にかかわりの深い事項について記載するものです。

(1) 教育、保育及び療育

【解 説】

本号は、教育、保育及び療育に関する合理的配慮について規定したものです。

子どもは、障がいの有無にかかわらず、共に生き、共に育ち合う場にいることを基本とする取組が大切です。

教育、保育及び療育においては、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「支援・指導・訓練・教育の対象となる事項」の見極めが難しい場合も少なくありません。個別支援計画に基づき、より具体的な合理的配慮の提供を行い、基本的な生活習慣の自立を促したり、集団生活への適応力を育てるため、特性に応じた支援に繋げていくことが求められます。

そのためには、本人やその保護者、支援者（教職員や保育士等関係する職員）との十分な話し合いとアセスメントの実施等により適切な発達課題等を明らかにする等、当事者や家族との合意形成を図り、環境や支援体制等も含めて調整し、支援を進めていくことが重要です。

(2) 医療及びリハビリテーションの提供

【解 説】

本号は、医療及びリハビリテーションの提供に関する合理的配慮について規定したものです。

障がいのある人にとっての医療及びリハビリテーションは、福祉サービスの提供と同様に、日常生活等を営む上で欠かせないものであり、生活の質を高めるための医学的リハビリテーションの充実、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、治療等が期待されています。なお、医療の提供に当たっては、障がいの有無にかかわらず、本人の同意に基づいて行われることが原則であり、本人又はその家族等の意思を尊重する必要があります。

「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」（平成 28 年 1 月厚生労働大臣決定）において、医療関係事業者に求められる合理的配慮の具体的事例が示されています。

(3) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援

【解 説】

本号は、居住に関する合理的配慮について規定したものです。

障害者基本法第 3 条の理念において、生活場所の選択機会の確保が規定されていますが、障がいのある人は、障がいへの理解不足やその人がもつ心身機能への誤解と偏見から、自らが希望する場所で暮らすことが困難となっているのが現状です。

また、国の施策としても障がい者支援施設や病院等から地域生活への移行や自立した生活を営む環境整備を図ることが求められています。

(4) 就労に係る相談及び支援

【解 説】

本号は、就労に関する合理的配慮について規定したものです。

障がいのある人は、「働きたい」、「働き続けたい」という気持ちをもっていても、困難が多く、仕事を見つけるためにも、また、働き続けるためにも支援が欠かせません。

持続可能な地域での就労を実現するためには、多くの人の理解と協力が求められ、個々の障がいの状況に応じ、労働環境や労働条件などを工夫する必要があります。

そのためには、生活支援を含めた、さまざまな機関による連携した支援と情報共有が重要です。

(5) 意思の疎通及び不特定多数の者に対する情報の提供

【解 説】

本号は、障がいのある人との意思疎通に関する合理的配慮について定めるとともに、情報通信の技術を利用した環境の整備を行っていくことを規定しています。

情報通信技術の進歩と革新は、著しいものがあります。これらの技術を有効活用し、個々の障がいの状況に応じた意思疎通の方法を模索する必要があります。

また、新たなシステムを構築する際には、障がいのある人の意見を取り入れることで利用しやすいシステムを作る必要があります。

コミュニケーションの伝達手段としては、障がいの特性に応じ点字・手話・文字カード等も含め多様な手段と方法について、工夫しながら進めていくことが大切です。

(6) 行事の開催における情報の提供及び通信

【解 説】

本号は、障がいのある人への行事の開催における情報保障について規定したものです。

障がいのある人の情報へのアクセスが、障がいのない人と同等に保障されるためには、情報を提供する側が障がいのある人それぞれの特性を理解し、その特性に応じて提供する必要があります。

障がいの多様性に配慮した伝達方法について、互いに相談し合いながらより良い伝達方法を確立していくことが大切です。

(7) 移動の支援

【解 説】

本号は、移動の支援に関する合理的配慮について規定したものです。

障がいのある人の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で、移動を支援する福祉サービスは重要です。必要な時に必要な支援を受けられるための体制の充実が求められます。

また、現行のさまざまなサービス（移動支援・同行援護・行動援護・デマンドタクシー・介護タクシー等）を有効に活用し、支援を受けやすくする仕組みと制度の活用が大切です。

(8) 道路、建物その他の施設の整備及び管理

【解 説】

本号は、バリアフリー法の理念に基づき、道路、建物その他の施設において、建設・改修・維持管理に関して障がいのある人やその家族が安全に、安心して利用できるようにしていくための合理的配慮を行うことについて規定したものです。

(9) サービスの提供

【解説】

本号は、上記までの号以外にサービス提供の中で社会的障壁が生じているときを規定したものです。

(10) 防災及び災害

【解説】

本号は、災害発生時に安否確認や避難支援に使用する避難行動要支援者名簿の作成など、障がいのある人や家族の協力のもと、さまざまな組織と連携を図りながら、安全に避難誘導や避難所での生活が行えるよう規定したものです。

障がいのある人にも配慮した避難所の運営や利用しやすい福祉避難所の開設を行うことで、個々の障がいの状況に応じた避難行動や安全確保とその後の支援が継続できるようにしていく必要があります。

(11) 選挙

【解説】

本号は、選挙に関する合理的配慮について規定したものです。

これまで、障がいのある人の政治参加は、さまざまな社会的障壁によって妨げられてきました。

主に選挙権の行使（投票）については、郵便投票による投票が認められていますが、その対象は障がいを全て含むものとはなっていません。また、実際の投票における合理的配慮として、代理投票制度などがありますが、投票場所自体の合理的配慮の拡充も必要です。本市においては、一定の条件はあるものの、令和3年4月から投票日当日に加えて期日前投票でもタクシーによる移動支援を実施しています。

3 市民及び事業者は、前条第2項の規定を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮に努めなければならない。

【解説】

本項は、市民及び事業者に対し、合理的配慮を提供する努力義務を課したものです。

事業者については、令和3年5月に一部改正された障害者差別解消法において従前の努力義務から義務化されており、今後3年以内に施行されることから、より積極的な取組が求められています。

(施策の推進)

第9条 市長は、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりのため、次に掲げる施策を推進するものとする。

【解 説】

本条は、施策の推進方針について規定するものです。

(1) 障がいに関する広報、意識の啓発及び理解の促進

【解 説】

条例前文にも記載していますが、障がいのある人もない人も分け隔てなく暮らしやすい社会の実現には、以下の3点の啓発・理解の促進が重要と捉え、その施策の推進について規定するものです。

- ①障がいは、誰にでも起こりうることである。
- ②障がいは、個人の心身機能の障がいと、社会及び環境といった社会的障壁の相互作用によりつくり出されているものである。（「障がいの社会モデル」という考え方）
- ③障がいの社会モデルへの理解を深め、バリアを取り除く行動を通じて「心のバリアフリー」を広げていく。

これまでもリーフレットの活用や出前講座等により、啓発活動を実施していますが、本条第5号に規定する市民運動等の実施を通じて、より効果的な意識啓発・理解促進を図る施策に繋げていきたいと考えています。

(2) 子ども若者発達支援センターと特別支援学校その他関係機関の連携による障がい児者の就学、進学、就労等に係る継続した支援の充実

【解 説】

障がいのある子どもが、乳幼児期から学校卒業後まで切れ目ない支援を受けられるよう、家庭と教育、福祉、保健、医療及び労働など関係機関との連携を推進します。そのための支援ツールとして個別支援計画の作成・活用を促進しています。

関係機関としては、子ども若者発達支援センター（愛称：「Palette（パレット）」）や子どもが利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス事業所、保健所、相談支援事業所、就労支援機関等の支援機関があり、それぞれが連携して支援を行います。

また、特別支援学校が持つ地域における特別支援教育のセンター機能を活用し、高い専門性を生かして障がいのある子どもの支援に関する連携や交流に努めます。

(3) 障がい児者（医療的ケア児を含む。）の相談支援体制の充実

【解 説】

医療的ケアとは、一般的に家庭や施設等で保護者や看護師により日常的に行われている、痰の吸引・胃ろう・人工肛門の衛生管理等の生活援助行為を指します。

医療的ケアに関する必要かつ適正な支援についての相談をはじめとする分かりやすい相談支援体制の充実に努めます。

なお、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている等の背景から、令和3年6月11日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しています。

〔医療的ケア児〕

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）。

(4) 関係者による協議の場の構築

【解説】

施策の効果的な推進に当たっては、医療や福祉等の関係機関のみならず、当事者等との協議も重要となることから、協議の場の構築について規定するものです。

(5) 市民運動の促進

【解説】

さまざまな障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮を正しく理解することが、共に暮らしやすい社会への第一歩です。また、障がいのある人が地域で生活していく上で、周囲のほんの少しの手助けがあれば、温かく住みやすい地域になります。

当市においては、既に取り組んでいるヘルプマーク等の普及啓発と並行して、障がいのある人だけに限らず、配慮や支援が必要な方を対象とした手助け運動の展開を目指しています。具体的な運動の内容については、福祉や医療などの関係機関と連携しながら協議を進めています。

〔ヘルプマーク〕

障がいや疾患などがあることが外見からはわからない方も含め、配慮や支援を必要としていることを周囲に知らせることができるマークです。

(相談)

第10条 市長は、障がい児者及びその家族その他関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

【解説】

本条は、市が実施する障がいを理由とする差別に関する相談（以下、「特定相談」といいます。）について規定するものです。

特定相談をすることができる者については、障がい児者及びその家族その他関係者としており、関係者とは、後見人や親しい隣人、友人、勤務先の同僚などのように日常生活又は社会生活においてかかわりのある者のほか、事業者も含まれ、市又は市の委託相談機関（基幹相談支援センター）へ特定相談をすることができます。

特定相談を受けたときは、①事実の確認及び調査、②情報の提供及び助言、③対象事案に関する者の間の調整、④関係行政機関等の紹介などの業務を通じて、特定相談の解決を図ります。

なお、前述の取組を通じても特定相談の解決に至らない場合は、「愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、愛媛県と連携して①助言又はあっせん、②勧告、③公表などにより特定相談の解決を図ります。

また、特定相談においては、事例の発生要因として個別の事由があることに加え、より広範で社会的な背景が関係することもあります。個別事例の解消に向けた取組を検証するとともに、その要因となった背景にも注目し、差別を未然に防止するための取組も重要な事項です。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解 説】

本条は、条例の施行に当たり、必要な事項を別途定めて運用することを規定するものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。